

霧島市立横川中学校 令和8年度生徒心得

1 登下校のきまり

(1) 登下校について

ア 登校は8時00分までには生徒玄関を通過できるよう登校する。8時15分から朝読書や朝の活動にとりかかる。自転車通学生以外は原則制服で登校する。全員必ず安全タスキを着用する。

イ 下校は16時45分までには下校する。部活動（終了時刻は顧問会の規定による。）や学級の仕事のある場合はその係の先生の指示に従う。

(2) 通学について

すべての生徒は、それぞれの交通規則を守り、交差点・横断歩道や曲がり角では、特に注意し、急な下り坂での安全運転に心がける。

<自転車通学>

ア 自転車通学の許可を受けた生徒に限る。許可区域は別途定める。

イ 自転車には、必ず指定場所に許可番号をつける。電車・バス通学の生徒で自転車を使用するものと同じとする。

ウ 原則左側を1列に並んで車間距離を十分にとり、並進は絶対にしない。

エ 乗車前には、必ず、ブレーキ・ベル・車輪などを点検確認する。

オ カバンはしっかりと荷台に結び付け、二人乗りは絶対にしない。登下校は正門を出入りし、校内では乗車しない。

カ 乗車の時は、安全基準を満たしたヘルメットをかぶり、駐車するときは、施設とヘルメットの管理をきちんとする。

キ ハンドルなど、自転車を故意に変形させたものは認めない。

ク 冬季は防寒具を使用してもよい。

ケ 登下校の際は、安全タスキを着用する。

（規則を守れない生徒は、自転車通学を停止することもある。）

<バス・電車通学>

ア 交通道徳を守り指定の交通機関を利用する。

イ バス通学生は指定の場所で乗降車する。

2 清掃のきまり

(1) 清掃について

ア 予鈴で清掃の準備をし、次のチャイムと同時に清掃を開始する。

イ 開始と終了の時刻を厳守し、無言で清掃する。

ウ 服装は体育服もしくはジャージとする。

エ 終了のチャイムで直ちに制服に着替え授業の準備にとりかかる。

オ 教室の担当は雑巾がけを必ず行う。

カ 清掃用具を大切に使用し、破損したら清掃担当の先生に届ける。

3 給食のきまり

(1) 準備について

ア 給食前に必ず配膳台の台ふきを行う。

イ 当番は給食着・帽子・マスクなどをつけて準備をする。

ウ 給食当番以外は手洗い・うがいを済ませ、配膳の準備ができるまで着席して静かに待つ。

エ 配膳の準備ができたなら、当番以外の生徒もマスクを着けてセルフ方式にて自分の給食を準備する。

(2) 食事中について

ア 「いただきます。」で食事をはじめ「ごちそうさま。」を言い終わるまで、食事のマナーに心がける。

イ 偏食をなくし、残さず飲食する。

(3) 後片付けについて

ア 各自指定の場所にきちんと片付ける。

※ 給食は牛乳を含めてすべて温食缶に入れる。

イ 給食当番は全員の食器類を速やかにコンテナ室に返却する。

ウ 最後に必ず配膳台の台ふきを行う。

4 学習（授業）のきまり

(1) 準備について

ア 教科連絡係は、前日の昼休みまでに教科担任と連絡を取り、授業に支障がないように連絡・準備をする。

イ 3分前入室を心がけ速やかに移動する。

(2) 授業について

ア 授業のはじめは2分前着席、1分前黙想、号令で授業を開始する。

イ 発表や質問は挙手をして、指名されたら大きな返事をし、起立し発表する。

ウ 自習の時は、席を離れず学習部員の指示に従い静かに学習をする。

5 学校生活のきまり

(1) 服装について

<制服>

ア 冬季服装

セーラー服タイプ…学校指定の冬のセーラー服とする。寒冷期は黒のタイツの着用を認める。スカートの丈は膝にかかる程度とする。

ブレザータイプ……ポロシャツは学校指定（紺色）のものを着用する。下はスラックスかスカートを着用し、スカートの丈は膝にかかる程度とする。スラックス着用の場合は、黒のベルトを必ず着用する。

イ 夏季服装

セーラー服タイプ…夏のセーラー服とする。スカートの丈は膝にかかる程度とする。

ブレザータイプ……学校指定（紺色）のポロシャツを着用。下はスラックスかスカートを着用し、スカートの丈は膝にかかる程度とする。

ウ 中間服

セーラー服タイプ…白の丸襟長袖ブラウス・リボン・ジャンパースカートとする。スカートの丈は膝にかかる程度とする。

ブレザータイプ……学校指定（紺色）のポロシャツを着用。下はスラックスかスカートを着用し、スカートの丈は膝にかかる程度とする。

エ 靴・靴下

靴は白の運動靴とする。靴下はくるぶしが完全に隠れるものとする。（色は白・黒・紺の単色）。ワンポイント入りのものも認める。

オ その他

- ・更衣の時期は生徒各自の判断とする。行事のときは指定されたものとする。
- ・防寒着・防寒具使用は学校の指示に従う。
- ・肌着は白・黒・紺・グレーの柄のないものとする。

(2) 頭髪について

ア 目や耳，肩や襟にかからない程度の長さか，長い髪は1つか2つに後ろで結び，ゴム，ピンの色は黒・紺・茶の3色とする。

イ 染髪，脱色，パーマなどは禁止する。縮毛矯正のためのストレートパーマは届け出制とする。

ウ 眉に手を加えること（眉ぞり）は禁止する。

エ 極端な刈り込みは禁止する。（ツーブロックにする際は，極端に刈り上げすぎない。）

オ 整髪料（ワックスやジェルなど）は使用しない。

(3) 所持品

ア 所持品にはすべて記名をする。

イ 教科書等は学校指定の通学用のカバンに入れて持参し，入らない場合は指定の補助バックに入れて通学する。

ウ 不必要なものを持参しない。（カッターナイフ等の刃物，食べ物，雑誌，マンガ本，金銭，情報端末機器など）

6 その他

ア 欠席，遅刻，早退の届け出は必ず保護者が行う。

イ 公共物を破損したら直ちに担任か係の先生に届ける。

ウ 登校後勝手に校外へ出ない。

エ 職員室，特別教室への入室は許可を得る。

オ 登下校中の買い食いは絶対にしない。

カ アルバイトは禁止する。（新聞配達は許可制とする。）